

墓地改葬手順書

宝樹院墓地管理者 住職 加藤泰裕

墓地の改葬について手続きの概略を説明します。

事前準備

1. 家族や親戚など関係者の同意を得る。
 2. 現在の墓地管理者（霊園管理者、住職など）の承諾を得る。
 3. 改葬先の墓地使用者（名義人）の承諾を得る。
 4. 改葬先の墓地管理者（霊園管理者、住職など）の承諾を得る。
注：改葬許可証や埋葬許可証の有無、宗派や戒名について尋ねられる。
 5. 改葬許可証が必要となる場合（土葬や埋葬許可証が無いなど）は、現在の墓地所在地の役所（例：佐倉市役所1階市民課窓口）にて、「改葬許可申請書」に申請者本人が記入し、改葬許可証を受け取る。
注：死亡者の本籍・住所・氏名・性別・死亡年月日や墓地の住所などを記入する。
-

改葬

6. 現在の墓地から遺骨を取り出すため、現在の墓地の墓地管理者と日時等を打ち合わせる。
注：改葬や御霊抜きのお経、墓石の撤去を管理者や石屋さんにお問い合わせする。
-

埋葬

7. 遺骨を埋葬するため、改葬先の墓地管理者と日時等を打ち合わせる。
注：改葬や御霊入れのお経、埋葬を管理者や石屋さんにお問い合わせする。
-

以上のような手続きとなりますのでよろしくお願い申し上げます。ご不明な点は何なりとお問い合わせください。宝樹院 043-487-6505